


所管部課	子育て支援部 保育課	部長	吉沢 寿子		
件名	東大和市子ども・子育て支援法施行細則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市保育料徴収規則			
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>国は平成30年度からの利用者負担額（保育料）の引き下げを行うため、子ども・子育て支援法施行令の一部改正を行った。それに伴い、市の保育料基準額の変更及び文言の整理を行うものである。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>①別表第1 教育認定（1号認定）子どもの利用者負担額（月額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・C階層 11,000円 → 7,900円 ・D1階層 14,000円 → 10,000円 ・D2階層 14,100円 → 10,100円 <p>②文言等の整理</p> <p>利用者負担額の算定のために用いる「市町村民税所得割課税額」について、当該細則に基づき計算する規定から、子ども・子育て支援法施行規則の規定に基づき計算する規定に文言整理する。</p> <p>(2) 施行日 公布の日（平成30年4月1日から適用）</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>低所得世帯の利用者負担額（保育料）が更に減額され、子育て世帯の幼児教育に係る負担が軽減される。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>平成30年3月31日 子ども・子育て支援法施行令の一部改正</p> <p>文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。